

# 熊本都市計画地区計画(下仲間・上仲間地区計画)の変更(概要版) (嘉島町決定)

## 1. 変更理由

地域の振興と活性化に資するため、市街化調整区域の地区計画(産業立地型)制度により製造業及び流通業務の企業立地を誘導しつつも、周辺の自然や田園風景との調和を図りながら、適正な土地利用を計画的に誘導する。

今回の計画は、当該区域へ流通業務施設等を誘導するため、既決定した地区計画区域約11.5haを約12.2haに拡張する変更を行うものである。

		変更前	変更後
面積		約11.5ha	約12.2ha
地区整備計画	建築物等の用途の制限	製造業、流通業務の用に供する施設 建築基準法第48条(別表2)に基づく準工業地域に建築してはならない建築物を除く	製造業、流通業務の用に供する施設 (流通業務施設に付随する倉庫業法第2条第2項の倉庫業を営む同条第1項の倉庫を含む。但し、同条第3項のトランクルーム及び建築基準法第48条(別表2)に基づく準工業地域に建築してはならない建築物を除く)

